

第4号議案

東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画の実施案の提出要請等について (案)

東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画について、下記のとおり業務規程第33条第2項に基づき実施案の提出を求める会員を特定するとともに、実施案の提出を要請することとしたい。

記

1. 実施案の提出を求める会員

実施案の提出を求める電気事業者について、第6回広域系統整備委員会（平成27年10月16日開催）で議論した結果を踏まえ、別紙1のとおり、FC増強に関連する既存設備の維持・運用面及び工事実施面等での整合性・合理性を総合的に判断し、東京電力株式会社、中部電力株式会社、電源開発株式会社とする。

2. 提出要請内容

別紙2～4のとおり

別紙1：第6回広域系統整備委員会資料抜粋

別紙2：広域系統整備計画に係る実施案提出要請について（東京電力）

別紙3：広域系統整備計画に係る実施案提出要請について（中部電力）

別紙4：広域系統整備計画に係る実施案提出要請について（電源開発）

以 上

第 6 回広域系統整備委員会資料抜粋

実施案の提出を求める電気事業者の特定（2）

▶ 実施案の提出を求める電気事業者は、既存設備を所有、維持・運用している、東京電力、中部電力、電源開発とし、各工事内容ごとに以下のとおりとしたい。

区分	N O	対策工事概要	事業者	特定理由	方針との対応
佐久間地点	①	<ul style="list-style-type: none"> FC設置 佐久間地点 30万kW 佐久間FC地点新設 	電源開発	地点新設ではあるが、既設佐久間FCの近隣への設置を想定しており、一体的に維持・運用することが合理的であることから、既設佐久間FCの所有、維持・運用する事業者とする。	c
東清水地点	②	<ul style="list-style-type: none"> FC設置 東清水地点 60万kW 275kV送電線引出口新設 2回線 	中部電力	既設設備の増強のため、既設設備の所有、維持・運用する事業者とする。	a
送電線	③	<ul style="list-style-type: none"> 275kV送電線（甲）増強 佐久間地点（既設）～新富士変電所 2回線 124km程度 	電源開発	既設ルートの用地事情や既設設備の状況に詳しく、効率的かつ合理的に施工が可能であることから、既設設備の所有、維持・運用する事業者とする。	a
	④	<ul style="list-style-type: none"> 275kV送電線新設 佐久間地点（新設）～275kV送電線（甲） 2回線 1km程度 	電源開発	275kV送電線（甲）の延長と考えられ、当該設備と同時に施工・維持・運用することが効率的かつ合理的であることから、当該設備の所有、維持・運用事業者とする。	b
	⑤	<ul style="list-style-type: none"> 275kV送電線新設 東清水地点～275kV送電線（甲） 2回線 13km程度 	東京電力	新設送電線の建設あたり、一部区間で既設設備の活用を図ることができるため、当該設備の延長と考え、当該設備の所有、維持・運用する事業者とする。	b
	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 500kV送電線新設 佐久間地点（新設）～500kV静岡幹線 2回線 5km程度 	中部電力	500kV静岡幹線の延長と考え、当該設備の所有、維持・運用事業者とする。	b
新富士変電所	⑦	<ul style="list-style-type: none"> 275kV送電線引出口増強 2回線 500/275kV変圧器増設 1,500MVA×1台 	東京電力	既設設備の増強のため、既設設備の所有、維持・運用する事業者とする。	a
駿遠変電所	⑧	<ul style="list-style-type: none"> 500/275kV変圧器増設 1,000MVA×1台 	中部電力	既設設備の増強のため、既設設備の維所有、維持・運用する事業者とする。	a
その他設備		調相設備設置 他	東京電力 中部電力 電源開発	関連するその他設備については、本体設備の所有、維持・運用する事業者とする。	-



（参考）基本要件における対策工事の概要

